

令和 8 年度 可児市国民健康保険後発医薬品使用促進計画

自治体名	可児市	後発医薬品の数量シェア	全国の使用割合	国が定める目標値（※） （A）	管内実績 （B）	目標との差 （B－A）
		（令和８年６月審査分）	88.4%	80.0%	91.3%	11.3%
<現在の状況> １．国が定める使用目標値である８０％以上の使用割合を維持する。 医療費の削減には重要な施策であるため、後発医薬品の安全性や切り替えによる効果について、被保険者に直接通知することで理解を求める。 ２．関係機関への説明の状況 各関係機関の協力により目標値を達成できていることから、直接的な説明や依頼は行っていない。 ３．被保険者への説明の状況 新規加入時・保険証更新時に配布するパンフレットで、後発医薬品使用の推奨している。また、ジェネリック医薬品を希望するシールを作成し、保険資格の更新時や窓口で配布している。			<対応方針> １．服薬指導の実施 後発医薬品に変更可能な被保険者について、岐阜県国民健康保健連合会から提供されたデータをもとに年２回差額通知を行う。 ２．関係機関への説明 当市の後発医薬品使用実績について、本促進計画をホームページで公表する。 ３．薬局における備蓄について 特になし （備蓄については、医療全体の取組として実施されているため） ４．その他 目標値を達成していることから、現在の取組を維持する。			
<使用促進が進んでいる・いない原因> 関係機関及び被保険者等に後発医薬品利用に対する理解が浸透している。						

※毎年度 80%以上の達成を目指す